

日銀シス第51号

2019年6月17日

日銀ネット利用先  
日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則  
(共通事務)」の一部改正に関する件

システム情報局における組織体制の一部見直しに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。なお、本件改正に伴い、事務に変更が生じることはありませんので、申し添えます。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

○ 目次中、「SCC」を「情報セキュリティ課」に改める。

○ 第1編I. 4. (6)を横線のとおり改める。

(6) ~~SCC~~情報セキュリティ課

日本銀行システム情報局~~セキュリティ・コントロール・センター~~情報セキュリティ課をいいます。

○ 第1編中、「SCC」を「情報セキュリティ課」に改める。

○ 第1編中、「SCC<セキュリティ・コントロール・センター>」を「情報セキュリティ課」に改める。

○ 第3編中、「SCC」を「情報セキュリティ課」に改める。

○ 第26号書式中、「SCC責任者」を「InfoSec責任者」に、「SCC」を「情報セキュリティ課」に改める。